

○大牟田市契約規則新旧対照表

現行	改正案	備考
(随意契約ができる予定価格の範囲) 第16条 令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>130万円</u> (2) 財産の買入れ <u>80万円</u> (3) 物件の借入れ <u>40万円</u> (4) 財産の売払い <u>30万円</u> (5) 物件の貸付け 30万円 (6) 前各号に掲げる以外のもの <u>50万円</u> (予定価格の決定等) 第17条 市長は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第6条(第4項及び第5項を除く。)の規定に準じて予定価格を定めるものとする。 2 市長は、工事の請負契約(予定価格が<u>130万円</u>を超えるものに限る。)又は工事に係る測量、設計等の委託契約(予定価格が<u>50万円</u>を超えるものに限る。)の随意契約について、前項の規定により予定価格を定めたときは、その予定価格を契約の相手方が決定した後に公表するものとする。	(随意契約ができる予定価格の範囲) 第16条 令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>200万円</u> (2) 財産の買入れ <u>150万円</u> (3) 物件の借入れ <u>80万円</u> (4) 財産の売払い <u>50万円</u> (5) 物件の貸付け 30万円 (6) 前各号に掲げる以外のもの <u>100万円</u> (予定価格の決定等) 第17条 市長は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第6条(第4項及び第5項を除く。)の規定に準じて予定価格を定めるものとする。 2 市長は、工事の請負契約(予定価格が<u>200万円</u>を超えるものに限る。)又は工事に係る測量、設計等の委託契約(予定価格が<u>100万円</u>を超えるものに限る。)の随意契約について、前項の規定により予定価格を定めたときは、その予定価格を契約の相手方が決定した後に公表するものとする。 <u>付 則</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u>	地方自治法 施行令の改 正によるもの